

平成 27 年 7 月～9 月の政府調達に係る苦情の受付及び処理状況は、次のとおり。

- 1 苦情番号
平成 27 年第 1 号
- 2 苦情申立日
平成 27 年 8 月 4 日
- 3 苦情申立人
東京都渋谷区恵比寿 4 丁目 20 番 3 号
ベルヘリコプター株式会社
代表取締役社長 リチャード・ソーンリー
- 4 苦情に係る調達機関名
秋田県（総務部総合防災課）
- 5 苦情に係る調達物品名・サービス名
ヘリコプター（消防防災仕様）一式
- 6 苦情の概要

入札公告（平成 27 年 6 月 16 日付け秋田県公報第 2697 号）に基づき 4 の関係調達機関が行った調達物品等に係る一般競争入札について、次のとおり「政府調達に関する協定を改正する議定書」（2012 年 3 月 30 日採択、我が国については 2014 年 4 月 16 日発効）に違反していることから、仕様書の見直し及び新たな調達手続の実施を求める。

- (1) 仕様書中、現有機用と共通の特殊工具について、その納入を省略することができるとする条件は、コスト負担という点において、現有機又はその後継機を入札する応札者に有利に働くものであり、現有機を供給していない新規参入者の応札を困難にするものであること。
- (2) 仕様書中、航空従事者の訓練は本機納入時までに受注者の責任において完了するとの条件についても、現有機を納入する応札者を優遇するものであり、新規参入者の参入を事実上困難にしていること。
- (3) 平成 27 年 7 月 16 日にグラスコックピットに関する新たな仕様を追加されたが、わずか 1、2 週間でそのような仕様変更に対応して入札書類を準備することは非常に困難であること。

- 7 苦情処理状況の概要

秋田県政府調達苦情検討委員会は、政府調達に関する苦情の処理手続に基づき検討を行い、平成 27 年 10 月 29 日に次のとおり報告書を作成し、苦情申立人及び関係調達機関に送付した。

報 告 書

平成27年10月29日

秋田県政府調達苦情検討委員会

秋田県政府調達苦情検討委員会は、「平成27年第1号」について本委員会の報告書を別紙のとおりとする。

平成27年10月29日

秋田県政府調達苦情検討委員会委員長

竹田勝美

(別紙)

平成27年第1号

報告書

東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号

苦情申立人		ベルヘリコプター株式会社
代表者	代表取締役社長	リチャード・ソーンリー
代理人	弁護士	鈴木 正具
		徳本 尚子
復代理人	弁護士	渡邊 一雅
代理人		伊藤 修

秋田県秋田市山王四丁目1番1号

関係調達機関		秋田県（総務部総合防災課）
代表者	秋田県知事	佐竹 敬久
代理人		高橋 博英
		鈴木 嘉司憲

目 次

第 1	苦情申立人及び関係調達機関の求める判断	1
第 2	事案の概要	1
第 3	提出資料	2
第 4	争点及び争点に係る主張	2
1	争点 1 について	3
2	争点 2 について	5
3	争点 3 について	6
第 5	委員会における検討の経緯	8
第 6	委員会の判断	
1	改正協定の適用について	8
2	本件申立ての適法性について	9
3	争点 1 について	11
4	争点 2 について	12
5	争点 3 について	12
第 7	結論	15

第1 苦情申立人及び関係調達機関の求める判断

1 苦情申立人

関係調達機関が行ったヘリコプター（消防防災仕様）一式の調達に係る一般競争入札（以下「本件入札」という。）について、本件入札に係る仕様書（以下「本件仕様書」という。）の見直し及び新たな調達手続の実施を関係調達機関に提案するよう求める。

2 関係調達機関

苦情申立人からの平成27年8月4日付けの苦情申立て（以下「本件申立て」という。）の却下又は排斥を求める。

第2 事案の概要

- 1 平成27年6月16日、関係調達機関は、本件入札に係る公告（以下「本件公告」という。）を行い、本件入札に係る入札説明書及び本件仕様書の交付を開始した。
- 2 平成27年7月6日、関係調達機関は、本件仕様書で求める耐衝撃性の具体的な基準について、「入札仕様書に関する質問書の回答」として、秋田県のウェブサイトに掲示した。
- 3 平成27年7月8日、苦情申立人は、本件入札の担当部署である総務部総合防災課消防防災航空隊班（以下「担当部署」という。）に対し、本件仕様書第10項「付属品等」及び第11項「航空従事者等の訓練」の削除を書面で質問した。
- 4 平成27年7月16日、関係調達機関は、前項の質問に対し、本件仕様書を変更せずに入札を実施する旨を、「入札仕様書に関する質問書の回答」として、秋田県のウェブサイトに掲示した。
- 5 平成27年7月16日、関係調達機関は、本件仕様書第5項にグラスコックピットを採用する仕様の追加を行い、その内容を秋田県のウェブサイトに掲示した。
- 6 平成27年7月17日正午、関係調達機関は、本件仕様書に対する質問を締め切った。
- 7 平成27年7月23日、苦情申立人は、同月16日のウェブサイトでの質問書の回答及び仕様の追加を受け、関係調達機関に対し、本件仕様書第10項及び第11項の削除と仕様の追加の撤回を書面で要請した。
- 8 平成27年7月27日正午、関係調達機関は、入札参加の前提となる納入品明細書の提出を締め切った。
- 9 平成27年7月30日、担当部署の職員は、苦情申立人に対し、同月

23日になされた要請について、いずれも受け入れ難い旨を電話で説明した。

- 10 平成27年7月30日、苦情申立人は、関係調達機関に対し、本件仕様書第10項及び第11項の削除と仕様の追加の撤回を再度書面で要請し、文書での説明を求めた。
- 11 平成27年7月31日、関係調達機関は、本件入札を執行し、苦情申立人は応札しなかったが、それ以外の2社が応札し、そのうちの1社が落札した。
- 12 平成27年8月4日、苦情申立人は、秋田県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）に対し、本件申立てを行った。
- 13 平成27年8月7日、関係調達機関は、委員会に対し、本件申立てを却下すべき旨の申出を行った。
- 14 平成27年8月10日、委員会は、会議を開き、本件申立てを受理する旨を決定した。
- 15 平成27年8月10日、委員会は、関係調達機関に対し、契約締結の停止を要請した。
- 16 平成27年8月14日、委員会は、本件申立てを受理した旨を公示した。

第3 提出資料

1 苦情申立人

- ・平成27年8月4日付けの政府調達苦情申立書（以下「本件申立書」という。）
- ・平成27年8月27日付けの政府調達苦情申立手続における意見及び苦情の検討を希望する旨の要望（以下「本件要望書」という。）

2 関係調達機関

- ・平成27年8月7日付けの政府調達苦情申立の却下について
- ・平成27年8月18日付けの政府調達苦情に係る調達に関する報告書（以下「本件報告書」という。）

第4 争点及び争点に係る主張

本件申立ての争点は、

- 1 本件仕様書中、現有機用と共通の特殊工具について、その納入を省略することができるとする条件は、コスト負担という点において、現有機又はその後継機を入札する応札者に有利に働くものであり、現有機を供給して

いない新規参入者の応札を困難にするものであるから、政府調達に関する協定を改正する議定書（以下「改正協定」という。）第4条第1項に違反するかという点（以下「争点1」という。）について

2 本件仕様書中、航空従事者の訓練は本機納入時までに受注者の責任において完了するとの条件についても、現有機を納入する応札者を優遇するものであり、新規参入者の参入を事実上困難にしていることから、改正協定第4条第1項に違反するかという点（以下「争点2」という。）について

3 平成27年7月16日にグラスコックピットに関する新たな仕様追加されたが、わずか1、2週間程度でそのような仕様変更に対応して入札書類を準備することは非常に困難であることから、改正協定第10条第11項に違反するかという点（以下「争点3」という。）について

であり、これらの争点に関する苦情申立人及び関係調達機関の主張は、次のとおりである。

1 争点1について

(1) 苦情申立人の主張①（本件申立書から引用）

ア 本件仕様書第10項「付属品等」に定める条件下では、現有機用と共通の特殊工具については、リストを提出し関係調達機関に認められた場合にはその納入を省略することが可能となっており、明らかに現有機又はその後継機を入札する応札者に有利に働くものである。

イ これは、現有機を供給していない新規参入者にとっては、現有機を納入している業者と比較し、当初から大きなコスト負担があることを意味する。

ウ この条件は、新規に参入しようとする現有機を納入している業者以外の者の応札を困難にするもので、現有機を納入している業者が日本国内の業者であることを考慮すると、結果として日本以外の国の業者の参入を制約する効果を有する。

エ したがって、この条件は、改正協定がその第4条において「一般原則」として無差別待遇を定め、同条第1項において、各締約国の調達機関が対象調達に関する措置について、他の締約国の物品供給者に対し、即時かつ無条件で、国内の物品供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えるべき旨を定める趣旨に反するものである。

(2) 関係調達機関の主張（本件報告書から引用）

ア 本件仕様書第10項の条件は、国内の業者を優遇しようとするものではなく、地方公共団体として、地方自治法第2条第14項の規定に

従い、最少の経費で最大の効果を挙げるべく、既に所有している工具で今後も使用できるものは使用し、重複する支出を抑えることを意図したものである。

イ また、本件仕様書により納入を省略できる工具の価格は全体から見れば少額であり、新規業者参入の障壁になるほどのものではない。

ウ さらに、こうした入札仕様書の条件は本県特有のものではなく、平成25年度から平成27年度の前半に我が国の地方公共団体が執行した17件の消防防災ヘリコプターの入札のうち4件が同様の仕様（工具の省略）により行われている。

(3) 苦情申立人の主張②（本件要望書から引用）

ア 本件仕様書は、特定の製造業者が製造するヘリコプターの仕様を前提に作成されており、新規業者の参入について不当な障壁を生じさせている。

イ 本件報告書において、他の都道府県で実施された17件の入札事例に言及しているが、それらの入札で用いられた仕様書、特にWTO政府調達協定適用後に作成された仕様書に比べ、本件仕様書はより明白に、特定業者のヘリコプターを優先的に採用する前提のもとに作成されているものである。

ウ 他の都道府県の4件の入札について、具体的な入札案件名、その入札で置き換えの対象となった既存ヘリコプターの製造業者、落札者を具体的に示すことを求める。

エ 本件公告直前に実施された愛知県での入札において、本件入札と同じく、当初は、既に所有している工具で今後も使用できるものは使用し、重複する支出を抑えることを意図して、工具の省略を認めるといった条件を含む仕様書での入札を試みたが、当該条件の不公平さを他の応札者から指摘されたため、一旦入札を中止し当該条件を削除した上で、入札を再度実施している。本件報告書は、この愛知県の事例の存在を前提として判断されたものかどうか明確に示すことを求める。

オ 本件入札が特定業者による応札及び落札を想定し、その想定が実現されるようにというシナリオに沿って実施されたのではないかという疑念を払拭できない。

カ 本件仕様書の変更、質問への対応など、苦情申立人の参加が判明してから後追いで対応していることを見ても、苦情申立人による入札が望まれていたとは思えず、それは、特定業者の思惑と一致していたと疑わざるを得ない状況である。

キ 苦情申立人が抱くそのような疑念を払拭するためにも、他の都道府県の入札事例を示すことを求める。

ク 関係調達機関の「既に所有している工具で今後も使用できるものは使用し、重複する支出を抑える」という意図には同意するが、WTO協定に基づく競争入札を公告したのであれば、同協定を遵守し、公平かつ新規参入についての障壁を極力下げる努力をする姿勢を示すべきである。

2 争点2について

(1) 苦情申立人の主張①（本件申立書から引用）

ア 本件仕様書第11項「航空従事者等の訓練」に定める条件も本件仕様書第10項の場合と同様、現有機を納入する応札者を優遇するものであることは明らかである。

イ 操縦士及び整備士を6名ずつ訓練するには多大なコストが発生するため、この条件により、新規参入者は、現有機納入業者に比してコスト面において大きく不利な立場に立たされることとなり、参入が事実上困難なものとなっている。

ウ 本件仕様書第10項と同様、本件仕様書第11項に定める条件も、改正協定が定める無差別待遇の趣旨に反するものである。

(2) 関係調達機関の主張（本件報告書から引用）

ア 本件仕様書第11項の条件も、争点1と同様に地方公共団体として、最少の経費で最大の効果を挙げることを意図したものである。

イ 本県は、自主運航体制をとっており、操縦士及び整備士の訓練は、機体更新手続の中でも非常に重要であり、必要欠くことのできないものである。

ウ 訓練費用については、他の地方公共団体の例を見れば、機体等の購入価格の5～10%程度の割合であることから、新規業者参入の障壁になるほどのものではない。

エ また、争点1と同様に、自主運航体制をとっている他の地方公共団体においてこれまでに実施された消防防災ヘリコプターの6件の入札のうち4件が訓練費用を含める仕様となっており、こうした仕様は一般的に行われている。

(3) 苦情申立人の主張②（本件要望書から引用）

ア 本件報告書において、訓練費用に関して購入価格の5～10%程度

であるとの見解を出しているが、それを金額に直すと1億円以上になり、そのような余分な負担を入札価格に盛り込むことを強いられる新規業者が不利な立場に立たされるのは明白である。

イ これについても、本件報告書において他の4件の入札事例を引用しているが、争点1と同じく、具体的な入札案件名、その入札で置き換えの対象となった既存ヘリコプターの製造業者、落札者を明確に示すことを求める。

ウ その余の主張は、争点1と同じである。

3 争点3について

(1) 苦情申立人の主張①（本件申立書から引用）

ア 平成27年7月16日、本件仕様書第5項にグラスcockピットに関する仕様が追加され、苦情申立人への通知は同月21日のことであった。

※意見陳述において、苦情申立人からは、ウェブサイトで本件仕様書に関する情報提供がなされることは認識していたが、確認することを失念してしまい、結果、それを見たのが平成27年7月21日だったとの説明があった。

イ この仕様変更は、業者によっては納入する機体を全く別の機体に変更する必要が生じる程度の大きな変更である。

ウ わずか1、2週間程度でそのような仕様変更に対応した競争力のある入札書類を準備することは非常に困難であり、この仕様変更は到底受け入れることができない変更である。このような大幅な仕様の変更がある場合は、入札期限を延長するか、一旦入札を中止し、仕様書を新しくした上で新たな入札に付すべきである。

エ この仕様変更は、改正協定の第10条「技術仕様及び入札説明書」第11項「変更」において、調達計画の公示若しくは入札説明書に定める基準若しくは要件を変更する場合に、供給者が入札書を変更し再提出することができるよう十分早い時期に変更について供給者に書面にて送付する必要があることを定めている規定に反するものである。

(2) 関係調達機関の主張（本件報告書から引用）

ア 新たな仕様は、調達者が求める構造及び性能等をより分かりやすく具体的にするために追加したものである。

イ 本県の財務規則では、特定調達の一般競争入札の場合、その公告は入札期日の前日から起算して40日前までに実施するよう規定され、

また、急を要する場合においては、その期間を10日前までに短縮することができるかとされている。

ウ 新たな仕様の追加は、入札参加の前提となる納入品明細書提出期限の11日前である平成27年7月16日に本県ウェブサイトに掲載した。その時点では、入札参加の前提となる納入品明細書が、どの業者からも提出されておらず、入札の公告や質疑応答等と同様にウェブサイトを活用して広く周知を図ったものである。

エ なお、平成27年7月3日に苦情申立人の担当者が、本県航空隊基地を訪れた際にも、当該仕様の重要性について説明しており、十分予見可能であったと考えている。

オ また、応札しようとする機体が変わるとしても、機種に対応する装備品等の多くは航空局の承認を得ているものであり、何もないところから作り上げるものではない。苦情申立人は、他の地方公共団体のヘリコプター調達にも参加しており、それらの資料も参考とすることができるもので、十分対応が可能であると考えている。

(3) 苦情申立人の主張②（本件要望書から引用）

ア 本件報告書において、関係調達機関は、本件仕様書の追加に関して、平成27年7月3日に苦情申立人の担当者に当該仕様の重要性を説明したと述べているが、仕様の変更に関しての説明、とりわけ機種の変更を伴うような大きな仕様の変更に関しての説明は、その重要性に鑑みて、口頭ではなく文書で通知すべきものである。

イ また、正式な質疑応答の期間中に、どの応札予定者も当該変更に関して文書による質問を行っていない中で、質疑応答の締切りの直前に関係調達機関が突然に変更を加えており、この変更に関し、応札予定者が質疑応答を行う時間的余裕は与えられていなかった。

ウ 平成27年7月3日、担当部署の担当者は、苦情申立人の担当者に対して、秋田県においてはグラスコックピットを用いた最新のヘリコプターを調達すると説明しているため、苦情申立人が提案するグラスコックピットでない機体が落札しては問題となる旨を発言している。

エ 口頭による説明も正式な説明であるというのが関係調達機関の見解であるとしても、そのような仕様書の不備を事前に認識していたのであれば、その時点で本件入札の中止又は本件仕様書の改定を即座に行うべきであったと言える。

オ その時点でそのような認識をしていたのであれば、なぜ、入札11日前かつ質疑応答の締切り1日前というタイミングで仕様を追加した

かの説明を求める。

- カ また、本件報告書は公告の期間を「急を要する場合には」入札期日の前日から起算して10日前までに短縮できる財務規則を根拠に手続上問題がなかったと説明しているが、本件仕様書の変更が「急を要する場合」に該当することについての説明が一切なされていない。
- キ 今回のグラスコックピットへの仕様の追加変更それ自体についても、変更の内容としては不十分なものであることを指摘する。最新の装備によりパイロットの作業量を削減し、安全性に寄与することが仕様の追加変更の意図であったとすれば、本件仕様書において、グラスコックピット以外の条件も追加すべきだったと言える。
- ク 他の入札案件では、パイロットの作業量を減らすための機能として「グラスコックピット」というような記載はせず、「デジタル電子式エンジン制御装置」及び「4軸制御自動操縦装置」のような条件を付しており、今回、このような機能を盛り込まなかった理由は、今回の落札予定者のヘリコプターが不適合になるからである。
- ケ 関係調達機関は他の都道府県の事例を引用していることから、この点に関しても、他の都道府県によるパイロットの作業量削減を意図した項目の仕様書記載例とそれら入札への応札者を示すことを求める。

第5 委員会における検討の経緯

- ・委員会は、平成27年8月10日に会議を開催し、本件申立ての受理を決定するとともに、検討を開始した。
- ・委員会は、本件申立てを平成27年8月10日に受理した旨を、同月14日に公示した。
- ・委員会での検討経緯は、次のとおりである。
 - 第1回 平成27年8月10日
 - 第2回 平成27年9月30日
(苦情申立人及び関係調達機関が意見を陳述した。)
 - 第3回 平成27年10月19日
 - 第4回 平成27年10月29日

第6 委員会の判断

1 改正協定の適用について

関係調達機関は、改正協定付属書I付表2の「地方政府の機関」の「地方自治法の適用を受ける全ての都道府県及び指定都市」に該当することから、改正協定の適用対象となる。また、本件入札は、20万特別引出権(邦

貨換算額 2, 700 万円) を超える価格の調達契約に係るものであり、かつ、改正協定第 3 条に該当しないことは明らかであるから、改正協定の適用対象となる。

2 本件申立ての適法性について

(1) 供給者からの申立てに該当するかについて

政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年秋田県告示第 214 号。以下「処理手続」という。）2（1）において、供給者とは、「調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者」と規定されている。

また、処理手続の細部を定めた政府調達に関する苦情の処理手続細則（以下「手続細則」という。）1（1）イでは、「提供を行うことが可能であった者」として、「調達手続への参加に関心を有し、又は有していた者」であって、「入札に参加する予定はあったが、参加しなかった者」を規定している。

苦情申立人は、本件入札に参加していないため、「提供を行った者」に該当しないことは明らかであるが、関係調達機関に対し、入札執行前に 3 度にわたり本件申立てと同様の申入れを行っており、「調達手続への参加に関心を有していた者」で「入札に参加する予定があった」ことは認められる。

また、「調達手続への参加に関心を有し、又は有していた者」の規定の趣旨は、供給者が関心を有し、又は有していた調達に関する違反の疑いにつき苦情を申し立てることができることを意味する（平成 25 年 1 月 17 日政府調達苦情検討委員会による検委事第 12 号報告書第 6・2

(2)) ことから、苦情申立人は、処理手続 2（1）の「提供を行うことが可能であった者」、つまりは供給者に該当する。

よって、処理手続 5（3）エの「供給者からの申立てでない場合」の却下事由に該当しないことから、本件申立ては適法に行われたものと判断される。

なお、関係調達機関は、苦情申立人の製品が本件仕様書にある耐衝撃性の最新基準を満たしていないことを理由に、「提供を行うことが可能であった者（供給者）」にはなり得ないと主張するが、処理手続及び手続細則の規定上は、「調達手続への参加に関心を有していた者」で「入札に参加する予定があった者」であれば供給者に該当する。

つまりは、事実上、「入札に参加する予定があった者」には、仕様書の全ての要件を満たした製品を提供することができた者のみならず、当該

要件を満たすかどうか直ちに判断できない製品を提供できた者も含まれるものと解される。

よって、当該関係調達機関の主張は認められず、本件申立ては供給者からの申立てに該当する。

(2) 申立ての内容が無意味な場合に該当するかについて

処理手続5(3)ウによれば、「苦情申立ての内容が軽微な、又は無意味な場合」に該当する場合は、苦情申立てを却下することができると思われる。

ここでいう「無意味な場合」とは、災害時における緊急の調達のため、契約履行が既に終了しており、原状回復が不可能な場合など、苦情申立人に申立ての利益がない場合をいう。(平成26年10月10日政府調達苦情検討委員会による検委事第13号報告書第6・2(2))

本件申立てにおいて、苦情申立人は、本件仕様書の見直し及び新たな調達手続の実施、すなわち、自らが入札に参加できるよう所要の措置を求めているが、現に本件仕様書に定める製品を提供できず、実際に入札に参加できないことが事実である場合、苦情申立人に本件申立てを行う利益はないものと考えられる。

しかし、苦情申立人の製品が本件仕様書にある耐衝撃性の最新基準を満たしていないことについては、提出資料や意見陳述だけでは疑義がある上に、客観的なデータ等に基づき、それを事実認定するまでには至っていない。

このことから、直ちに苦情申立人に本件申立てを行う利益がないと判断することは相当ではなく、本件申立ての内容が無意味な場合に該当するとは言えない。

なお、苦情申立人は、本件要望書において、ヘリコプターの耐衝撃性の基準に関し、当初の本件仕様書には記載がなかったこと、関係調達機関が苦情申立人の応札予定機体を本件入札に不適合と認定することは、型式証明に基づき製造された機体であることを要件とする本件仕様書との整合性を欠くなどの主張をしているが、これは、苦情申立人に本件申立てを行う利益があるかどうかの検討には関係のない主張であり、判断の対象とはしない。

(3) 本項のまとめ

以上のことから、本件申立ては、適法になされたものである。

3 争点1について

(1) 関係規定及び論点について

関係する改正協定の規定は、次のとおりである。

政府調達に関する協定を改正する議定書（抜粋）

第四条 一般原則

無差別待遇

1 各締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達に関する措置について、他の締約国の物品及びサービスに対し並びに他の締約国の供給者であって締約国の物品及びサービスを提供するものに対し、即時にかつ無条件で、次の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

(a) 国内の物品、サービス及び供給者

(b) 当該他の締約国以外の締約国の物品、サービス及び供給者

2 略

苦情申立人が違反を主張する規定は、第4条第1項（a）であり、これは、外国の製品及びその供給者に与える待遇と日本の製品及びその供給者に与える待遇を差別しないことを定めたものである。

本件申立てにおいては、現有機用と共通の特殊工具についてその納入を省略することができることを条件とする措置が改正協定第4条第1項（a）に規定するいわゆる内外無差別待遇の原則に違反しているかどうか論点となる。

(2) 改正協定違反の有無について

本件入札において、入札に参加しようとする業者間で、特殊工具の省略の有無によってコスト面での負担に差が生じていることは事実であるが、関係調達機関が本件仕様書に当該条件を規定した目的は、あくまで経費の縮減であり、現有機が外国の製品又は外国の業者が提供する製品であったとしても、同様の措置がなされたことは、容易に推察できる。

そもそも改正協定第4条第1項（a）に規定する内外無差別待遇の原則とは、調達に関する措置によって、外国の製品及びその供給者を、国内の製品及びその供給者より不利にしないよう義務付けるものである。

ここで、本件入札におけるコスト面での負担の差は、日本の製品及びその供給者と外国の製品及びその供給者との間に生じているものではなく、いわば後継機とそれ以外の機種との間に生じているものと言え、外国の製品及びその供給者を、国内のそれより不利に扱った結果ではない。

苦情申立人は、「現有機を納入している業者が日本国内の業者であることを考慮すると、結果として日本以外の国の業者の参入を制約する効果

を有する」とも主張しているが、仮に、これを改正協定が禁止する待遇上の差別とするならば、同様の仕様書を用いながら、現有機が日本製品であるか否かにより改正協定の違反の成否が異なることとなり、改正協定の適用の公平性や安定性を失わせてしまう。

したがって、現有機用と共通の特殊工具についてその納入を省略することができることを条件とする措置により日本の製品及びその供給者と外国の製品及びその供給者の待遇上の差別は招来されておらず、当該措置は、改正協定には違反していないものと判断される。

(3) その他の主張について

苦情申立人において、自らの主張を根拠付ける上で必要であるとして、他の都道府県の入札事例及び本件入札と愛知県の入札事例との違いについて説明を求めているが、当該調達手続が適切かどうかは、苦情申立てを通じ、それぞれの政府調達苦情検討委員会において検討されるべきであり、本件申立てにおいて内外無差別待遇の原則を検討する上での判断要素にはなり得ない。

苦情申立人は、その説明を、苦情申立人が抱く疑念を払拭するためにも必要と主張しているが、委員会が検討すべきは、本件仕様書が改正協定に違反しているかどうかであり、そのような情報提供の求めは、別途関係調達機関との協議の中で行うべきである。

(4) 本項のまとめ

以上のことから、現有機用と共通の特殊工具についてその納入を省略することができることを条件とする措置は、改正協定第4条第1項(a)の内外無差別待遇の原則に違反しない。

4 争点2について

航空従事者の訓練は本機納入時までに受注者の責任において完了することを条件とする措置によって生じうるコスト面での負担の差についても、争点1と同様であるから、当該措置は、改正協定第4条第1項(a)の内外無差別待遇の原則に違反しない。

本件要望書において、苦情申立人が主張する他の地方公共団体の事例に対する委員会の見解についても、争点1と同様である。

5 争点3について

(1) 関係規定及び論点について

関係する改正協定の規定は、次のとおりである。

政府調達に関する協定を改正する議定書（抜粋）

第一条 定義

(g)「書面」とは、文言又は数字による表記であつて、読むことができ、複製することができ、かつ、後に伝達することができるものをいう。当該表記には、電子的に送付され、及び保存される情報を含めることができる。

第十条 技術仕様及び入札説明書

変更

11 調達機関は、落札の前に、参加する供給者に提供した調達計画の公示若しくは入札説明書に定める基準若しくは要件を変更し、又は当該調達計画の公示若しくは入札説明書を修正し、若しくは再度提供する場合には、当該基準若しくは要件の変更又は修正され、若しくは再度提供される当該調達計画の公示若しくは入札説明書を、次の要件に従って書面により送付する。

(a) 当該基準若しくは要件の変更又は当該調達計画の公示若しくは入札説明書の修正若しくは再度の提供を行った時に参加していた全ての供給者が判明している場合には、当該全ての供給者に送付すること。その他の全ての場合には、当初の情報を提供したときと同様の方法で送付すること。

(b) 適当な場合には、(a)に規定する供給者が入札書を変更し、再提出することができるように十分早い時期に送付すること。

苦情申立人が違反を主張する規定は、第10条第11項(b)であり、本件仕様書の変更内容が、いつ苦情申立人に送付され、その時期が「供給者が入札書を変更し、再提出することができるように十分早い時期」であったかが論点となる。

(2) 変更内容の送付について

本件公告の3(2)には、「美の国あきたネット（秋田県のウェブサイト）に契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる」と規定されている。

また、改正協定第1条(g)では、「書面」を、文言又は数字による表記であつて、その表記には電子的に送付され保存される情報を含めることができると定義している。

これを受け、本件仕様書に係る最初の情報提供は、秋田県のウェブサイトにより行われた。

その後、関係調達機関は、平成27年7月16日に本件仕様書に新たな内容を追加したが、その時点で本件入札に参加する供給者が判明して

いなかったため、改正協定第10条第11項(a)後段の規定に基づき、当初と同様の方法である秋田県のウェブサイトにより、情報提供を行った。

よって、本件仕様書の変更に係る情報提供は、改正協定の規定に基づき、適切に行われたものと認められる。

苦情申立人は、本件申立書において平成27年7月21日を当該情報提供があった日と主張するが、一方で同月16日のウェブサイトでの確認は可能であった旨を陳述している。

本件仕様書に係る情報提供は、本件公告の規定に従い、当初から秋田県のウェブサイトにより電磁的記録の形で提供されており、入札への参加を予定している供給者であれば、本件公告以降も、新たな情報の有無をウェブサイト上で逐次確認すべきであったと言える。

よって、本件仕様書の変更内容が、苦情申立人を含めた供給者に送付された日は、平成27年7月16日であると認められる。

(3) 「十分早い時期」について

本件仕様書の変更内容が送付された日は平成27年7月16日であり、これは、入札期日の15日前、入札参加の前提となる納入品明細書の提出期限の11日前の日に当たる。

この情報提供の時期が、改正協定第10条第11項(b)に規定する「供給者が入札書を変更し、再提出することができるように十分早い時期」に該当するかについては、客観的な基準がないことから、一概に判断することはできないが、改正協定第11条第1項には、期間に関する通則として、調達機関は合理的と認める自己の必要性に基づき、調達の性質及び複雑さを考慮して、供給者がその参加申請書及び有効な入札を準備し、かつ、提出するために十分な期間を定めるとの規定がある。

この規定に基づけば、関係調達機関は、入札を支障なく執行する上で自ら必要と認め、かつ、仕様書の変更内容が入札全体に与える影響などを考慮した入札準備期間を設定しなければならないが、本件入札に係る情報提供を電子的手段により速やかに行っていること、最新機種が多くにグラスコックピットが採用されていること及び他の地方公共団体においてグラスコックピット仕様の機種による応札実績が多数存在することを踏まえれば、関係調達機関が本件仕様書の変更に係る入札準備に必要十分な期間として定めた11日間は、必ずしも不十分であったとは言えない。

また、殊更に、機種変更を選択する特定業者の事情にまで配慮して、

当該期間を定める必要もなかったものと解される。

事実、本件入札は2社が応札したことにより、支障なく執行されている。

以上のことから、本件仕様書を変更した時期は、改正協定に定める「十分早い時期」に該当しないとは言えないと判断される。

(4) その他の主張について

関係調達機関にあっては、平成27年7月3日に苦情申立人の担当者が担当部署を訪れた際、当該仕様の重要性について説明していることから、本件仕様書の変更が十分予見可能であったこと、及びこれまでの調達実績等から変更への対応は十分可能であったことを主張している。

しかし、この訪問の際の遣り取りは、正式な調達手続ではなく、関係調達機関が予見や対応が可能とするのも単なる憶測でしかないため、これについては、「十分早い時期」であることの理由にはなり得ない。

苦情申立人も同月3日の説明は内容の重要性に鑑み文書で通知すべきであること及びグラスコックピットに関する仕様の追加自体が内容的に不十分であることを主張しているが、改正協定に定める「十分早い時期」に該当するかどうかの判断には関係のない主張であり、理由にはなり得ない。

(5) 本項のまとめ

以上のことから、本件仕様書の変更内容が苦情申立人に送付された時期は、入札書を変更するのに十分早い時期でないと言えず、改正協定第10条第11項に違反するとは言えない。

第7 結論

以上のことから、本件入札の手続が改正協定に違反するとの苦情申立人の主張を認めることはできず、本件仕様書の見直し及び新たな調達手続の実施を求めるとの本件申立ては、排斥すべきものである。

平成27年10月29日

秋田県政府調達苦情検討委員会

委員長 竹 田 勝 美

委員長代理 嗟 峨 宏

委員 及 川 洋

委員 國 井 法 夫

委員 河 野 隆 治